

上越市自治基本条例 に関する意見書

平成 24 年 12 月

上越市自治基本条例推進市民会議

目 次

1	はじめに	1
2	検討結果	2
3	指摘事項	3
4	市民会議の概要	6
5	意見整理表	11

1 はじめに

平成20年4月1日に、自治の基本理念や市民、市議会及び市長等の三者の権利・責務、さらには市政運営の基本原則等を定めた上越市における自治の最高規範として、上越市自治基本条例が制定されてから5年目を迎えました。

この間、上越市自治基本条例に基づき、都市内分権を推進するための地域自治区制度の全市展開、パブリックコメント制度の条例化や審議会等への公募委員の採用などにより、市政運営のあらゆる場面で、「自主自立のまちを実現」するため、市民、市議会、市長等の三者による様々な取組が進められてきました。

この条例の第43条第1項において、「市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない」とされており、また、同条第3項において、「見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない」とされていることから、今年度、条例の検証を行う組織として、「上越市自治基本条例推進市民会議」が設置され、私たち16人の委員で検証作業に取り組むことになりました。

当市民会議では、平成24年7月以降、7回の会議において、行政内部で行われたセルフチェックの結果を参考として、上越市自治基本条例に基づくこれまでの取組を振り返りながら、社会経済情勢の変化や条例の運用の状況に照らして、条例の規定に不備はないか、条例の趣旨に沿った市政運営が行われているかという視点で議論を重ね、慎重に検証を行ってきました。

今回の検証を、市民、市議会、市長等の三者が上越市自治基本条例の理念を再認識する契機とするとともに、市民による自治及び自主自立のまちづくりがより一層推進されることを切に望み、ここに意見等を取りまとめました。

2 検討結果

上越市自治基本条例は、現段階においては、規定に不備は見当たらず、改正を要しないと考えます。

ただし、この条例に基づく取組については、より一層推進を図る必要があると考えられる点もあったことから、この点について積極的に議論が交わされました。

とりわけ、自治の基本原則である「情報共有の原則」、「市民参画の原則」、「協働の原則」、「多様性尊重の原則」については、本市の自治を推進する上で要となる事項であることから、議論のポイントにもなり、この基本原則に基づく建設的な意見が多数挙げられました。

その他にも、上越市自治基本条例の認知度及び市民の関心が低い現状を踏まえ、市民による自治の一層の推進を図るために、条例を効果的に市民に伝え、浸透させていくための取組についても活発な議論が行われました。

この議論の中で各委員から出された意見は、「意見整理表」にまとめてありますが、その一つ一つに各委員の思いが込められているものがあります。

このような議論の結果、上越市自治基本条例の理念に基づき、市民一人一人がまちづくりの主体として、身近なところからの市政運営への参画と協働による自主自立のまちづくりの歩みを着実に進めるために、更なる改善等が必要であると考えられる事項について、指摘事項として整理しましたので、次に述べます。

なお、上越市自治基本条例に基づく自治の推進のためには、不断的努力と検証が必要ですので、御配慮ください。

3 指摘事項

上越市自治基本条例に基づく取組に関し、次のとおり指摘します。

なお、指摘事項を集約するに当たり、当市民会議の議論において出された主な意見を併せて掲載しますので、これらの意見を踏まえて取組の改善等を行うようお願いいたします。

(1) 審議会等（第21条関係）

ア 審議会等により多くの市民の声を反映させるため、できるだけ多くの公募委員を入れるよう努めてください。

【主な意見】

- ・極めて高度な専門性を有する委員構成が必要な審議会等を除き、半数以上を公募委員とすべきではないか。
- ・公募委員が発言できる環境を整えるため、会議の進め方の工夫が必要なのではないか。

イ 関係団体等から委員等を選任する場合は、同一の人の重複選任を避けるため、当該団体等の長に限らず、広く構成員のうちから選任するよう努めてください。

【主な意見】

- ・委員等が固定化することにより審議会等の議論が偏るおそれがあるのではないか。
- ・公募委員のみに適用されている兼務可能な審議会等の数や再任回数制限を公募以外の委員等にも適用する必要があるのではないか。

ウ ア及びイを踏まえて、委員等の選任基準等を再検討してください。

※ 上記事項については、市民からも同様の意見が寄せられたことを申し添えます。

(2) パブリックコメント（第22条関係）

ア パブリックコメントの意見提出人数・件数が少ない状況に鑑み、制度の周知徹底を図るとともに、パブリックコメントに使用する資料の表現や構成を専門的な知識を有しない市民にも理解できるように分かりやすいものとするなど、より多くの方から意見を提出していただけるような工夫をしてください。

【主な意見】

- ・意見の提出者の数が少ない状況ではパブリックコメント制度の在り方が問われるのではないかと。
- ・案件の専門性に応じて公表内容の難易度を変える、提出人数・件数が少なければ再度実施する、案件の関係団体に意見の提出を依頼するなどの改善策が必要ではないかと。
- ・パブリックコメントの案件を与えられるだけではなく、市民の方から身近な課題を案件として発信し、提案できる仕組みがあれば、積極的な意見提出につながるのではないかと。

イ 提出のあった意見を真摯に受け止め、回答は、的確かつ分かりやすいものとし、丁寧かつ謙虚に行ってください。

【主な意見】

- ・意見と回答がすれ違っていたり、回答が言い訳になっていることが多いのではないかと。

ウ 意見を十分に反映させて計画等の案を練り上げていくことができるような早い段階でパブリックコメントを実施してください。

【主な意見】

- ・計画等の内容がほぼ固まった段階においてパブリックコメントを実施していることが意見の反映件数が少ない原因であると考えられるのではないかと。

(3) 地域自治区（第32条関係）

検討組織の設置等により、一定の期限を設けた上で、地域協議会の一層の活性化を図るために必要な検証を行ってください。

【主な意見】

- ・地域協議会には、自主的審議が少ない、市民の認知度が低い、委員公募の応募者が少ない、女性委員が少ないなどの様々な課題があるのではないかと。

(4) 市民参画（第33条関係）

自治の推進のために重要な基本原則の一つである市民参画をより一層推進するために、パブリックコメントや審議会等の委員構成の見直しなど、市民参画に関する制度の充実・改善を図るとともに、制度の内容や参加するための方法の周知を効果的かつ積極的に行い、市民の意識をより一層高めるよう努めてください。

【主な意見】

- ・様々なメディアを活用し、市民参画の具体的な事例を市民に知ってもらおうとよいのではないかと。
- ・市民参画を推進するためのアイデアの募集を行うなど、市民参画を広げる工夫が必要ではないかと。

4 市民会議の概要

(1) 検討経過

開催回	開催日	議 題
第1回	平成24年7月27日	<ul style="list-style-type: none">・上越市自治基本条例について・検証の進め方について・「検証結果報告書」について
第2回	平成24年8月31日	<ul style="list-style-type: none">・会議の運営に関する確認事項について・上越市自治基本条例の検証に関する意見交換
第3回	平成24年9月26日	<ul style="list-style-type: none">・今後の進め方について・条例改正に関する事項についての協議
第4回	平成24年10月10日	<ul style="list-style-type: none">・市の取組に関する事項についての協議
第5回	平成24年10月24日	<ul style="list-style-type: none">・市の取組に関する事項についての協議
第6回	平成24年11月14日	<ul style="list-style-type: none">・市の取組に関する事項についての協議・上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討
第7回	平成24年11月28日	<ul style="list-style-type: none">・上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討

(2) 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	委員区分
今井 不二子	公募に応じた市民
岩井 文弘	公募に応じた市民
内山 美恵子	地域活動を行う団体に活動している人 (NPO夢あふれるまち浦川原 事務局長代理)
海野 泰之	公募に応じた市民
浦壁 澄子	公募に応じた市民
閨間 輝一	地域活動を行う団体に活動している人 (板倉区町内会長連絡協議会 会長(針町内会長))
小山田 房子	地域活動を行う団体に活動している人 (三和区地域協議会 副会長)
川室 京子	地域活動を行う団体に活動している人 (春日区地域協議会 副会長)
○栗田 英明	公募に応じた市民
小林 毅夫	その他市長が必要と認める人 (JMiX教育文化研究所 所長)
小林 美佐子	地域活動を行う団体に活動している人 (公益財団法人雪だるま財団 理事長)
志村 喬	その他市長が必要と認める人 (上越教育大学大学院 学校教育研究科 教授)
野島 賢一	公募に応じた市民
増田 和昭	公募に応じた市民
◎横山 郁代	公募に応じた市民
渡邊 隆	その他市長が必要と認める人 (新潟県立看護大学 学長)

◎：座長 ○：副座長

(3) 設置要綱

上越市自治基本条例推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号。以下「条例」という。）第43条第1項の規定により条例の見直しを行うため、上越市自治基本条例推進市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例の内容の見直しに関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 地域活動を行う団体で活動している人
- (3) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 市民会議の委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の検討が終了する日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 市民会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、自治・地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

